

老人デイサービス 寿生の丘

運営規程

老人デイサービス 寿生の丘 運営規程

(総則)

第1条 老人デイサービス 寿生の丘（以下 デイサービスという。）の管理運営については、法令の定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 本デイサービスが行う認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の事業は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 前条の目的を達成するため、利用者の要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2. 本デイサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4. 事業所は、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 老人デイサービス 寿生の丘
- ② 所 在 地 出雲市大津町3622番地15

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- 1. 管理者 1名 兼務

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 生活相談員 3名 兼務

生活相談員は利用者及びその家族に対し、相談援助等を行うほか、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の申込みに係わる調整、通所介護従業者に対する技術指導、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画の作成等を行う。

3. 看護職員 2名 兼務

看護職員は利用者の健康チェックを行う。

4. 介護職員 5名 兼務

介護職員は認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供にあたる。

5. 機能訓練指導員 3名 兼務

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供に当たる。

（営業日、営業時間等）

第6条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、8月14・15日及び12月30日から1月3日までを除く。

2. 営業時間：午前8時30分から午後6時30分までとする。

3. サービス提供時間：午前9時30分から午後3時45分までとする。

4. 延長サービス：サービス提供時間以降営業時間内まで、必要に応じて引き続き介護を行うこととする。

（利用定員）

第7条 利用定員は、12人とする。

（指定通所介護の内容）

第8条 この事業所が行う指定通所介護は、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）とし、その内容は、次のとおりとする。

1. 生活指導

2. 個別機能訓練

3. 介護サービス

4. 介護方法の指導

5. 健康状態の確認

6. 給食サービス

- 7. 入浴サービス
- 8. 口腔機能向上サービス
- 9. 延長サービス

(利用料の額)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

2. その他の利用料は次の通りとする。

①食費	1食あたり	610円
②おやつ代	1回あたり	50円
③おむつ代	1枚あたり	紙オムツ 100円
		紙パンツL 180円
		紙パンツM 160円
		尿取りパット 30円
④延長サービス料	7時間以上8時間未満	500円
	8時間以上9時間未満	1,000円

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、出雲市の区分とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）に当たる従業者は、現に認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第14条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は、提供した認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束防止について）

第18条 ご利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行わない事とする。緊急やむを得ない場合とは、次の三つの要件を全て満たしていると判断された場合に限る。

①切迫性……利用者本人、または他の利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。

②非代替性…身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。

③一時性……身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

緊急やむを得ない場合に該当するか否かの判断は、各部署が集まり検討した上で判断します。その後、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限等を明記した文書をもって、説明と同意を頂く事とする。また、身体拘束を行っている期間中でも定期的に見直しを行い、それを記録として残すものとする。

（地域との連携など）

第19条 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3. 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）事業者は、前項も報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第21条 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）に当たる従業者の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内

2. 継続研修 年1回以上

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。

2. 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3. 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4. 事業所は、適切な認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成15年5月2日より施行する。
- 2 平成17年10月 1日一部改定
第9条第4項 ①食費②おやつ代
- 3 平成18年 4月 1日一部改定
第5条（職員の職種、員数、及び職務内容） 第6条（営業日、営業時間等）
第7条（利用定員） 第8条（指定通所介護の内容） 第9条（利用料の額）
第10条（通常の事業の実施地域）
- 4 平成20年11月20日一部改定
第2条（事業の目的） 第3条（運営方針） 第5条（職員の職種、員数、及び職務内容） 第8条（指定通所介護の内容） 第9条（利用料の額） 第12条（緊急時等における対応方法） 第14条（その他運営に関する重要事項）
- 5 平成24年 4月 1日一部改定
第6条（営業日、営業時間等） 第9条（利用料の額）
- 6 平成27年 8月 1日一部改定
第9条（利用料の額）
- 7 令和 元年10月 1日一部改定
第5条（職員の職種、員数、及び職務内容） 第9条（利用料の額）
- 8 令和 6年4月 1日一部改定
第3条（運営方針） 第6条（営業日、営業時間等）
第11条（サービス利用に当たっての留意事項） 第12条（衛生管理等）
第14条（非常災害対策） 第15条（苦情処理） 第16条（個人情報の保護）
第17条（虐待防止に関する事項） 第18条（身体拘束防止について）
第19条（地域との連携など） 第20条（業務継続計画の策定等）
第21条（その他運営に関する重要事項）
- 9 令和 6年5月1日一部改定
第9条（利用料の額）
- 10 令和 7年4月1日一部改定
第9条（利用料の額）